

相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に基づき、市域内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、事業者が行う住宅用太陽光発電設備等の設置に係る初期費用が不要なサービスを提供する事業に要する経費に対し、相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であつて、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で使える交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (3) 蓄電池 電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設備によって発電した電気等を蓄電するものであつて、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (5) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであつて、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (6) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- (7) 屋根借り 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、当該住宅所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。
- (8) 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受

入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。)を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

- (9) 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売による太陽光発電システムを設置するサービス(屋根借り及び太陽光発電システムの販売(割賦販売を含む。))に係るものを除く。)をいう。
- (10) サービス料金 住宅所有者と初期費用ゼロサービスを提供する事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
- (11) 登録プラン 相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入事業プランの登録に関する要綱第9条により登録された初期費用ゼロサービスをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人(国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。)であること。
- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)
- (7) 市税を滞納していないこと。(当該義務を有する者に限る。)
- (8) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員。
- (2) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団。
- (3) 法人又は団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

- 3 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、この要綱に基づく補助金及び相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付要綱（以下「スマエネ要綱」という。）に基づき、同一の対象設備に対して奨励金の交付を受けていないこと又はその予定がないこと。
- 4 市長は、必要に応じ、申請者及び住宅所有者が第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を経済警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、登録プランにより太陽光発電システムを市内に設置し、次の各号に掲げる要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

- （1）設置する設備について、別表1に掲げる要件を満たしていること。
- （2）住宅所有者と登録プランを提供する事業者との間で締結された登録プランに係る契約について、別表2に掲げる要件を満たしていること。
- （3）太陽光発電システムを設置する住宅において、次条第1項で定める補助対象事業の経費に関して、スマエネ要綱に基づく奨励金を受取っていないこと。
- （4）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- （5）補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （6）住宅への太陽光発電システムの設置工事に着手していないこと。ただし、建売住宅の場合には、新たな住宅所有者が建売住宅供給者等から住宅の引渡しを受けていないこと。
- （7）国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「実施要領」という。）に則ったものであること。
- （8）導入する機器について、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費であつて、別表3に掲げるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- （1）県の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
- （2）消費税及び地方消費税相当額

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において次の各号のとおりとする。

- （1）太陽光発電設備 太陽光発電設備の発電出力1kW当たり7万円（市内で現

に事務所を有して事業を行っている事業者（以下「市内事業者」という。）が施工した場合は10万円）を乗じた額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を35万円（市内事業者が施工した場合は50万円）とする。ただし、太陽光発電設備の補助対象経費に対して補助金の交付額が上回らないこと。

- (2) 蓄電池 蓄電池の導入に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額（1kWh当たり15.5万円の3分の1を上限とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を51.0万円とする。

（交付申請）

第7条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、同項第1号から第3号に定める書類の様式は、次の各号に定める。

- (1) 補助事業等計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助金等概要調書（第4号様式）

2 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業申請に係る誓約書（第5号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第6号様式）
- (3) 太陽光発電設備の設備費等の経費が確認できる見積書等
- (4) 蓄電池の設備費等の経費が確認できる見積書等（蓄電池を導入する場合に限る）
- (5) 登録プランに係る契約書の写し
- (6) 補助事業により導入した設備が処分制限期間満了まで継続的に使用するための必要な措置等が証明できる書類
- (7) 初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から補助金交付額相当分が控除されることが分かる書類
- (8) 補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅所有者に還元されることが説明されたことを示す書類
- (9) 未納の税額がない証明書（当該義務を有する者に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項の規定による交付申請は、事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

4 規則第4条第1項第4号に規定する書類の提出は、同条第2項の規定により、これを要しない。

（交付の決定等）

第8条 規則第5条第2項の規定による決定は、補助金等交付決定通知書（第7号様式）によるものとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業者は前条の規定による交付決定の後に、事業に着手しなければならない。

- 2 事業の着手は、補助対象設備の設置工事の着工日とする。ただし、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合は、事業の着手は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日とする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による市長の定める期日は、補助金の交付決定を知った日から14日以内とする。

(計画変更の承認等)

第11条 規則第10条第1項各号に定める申請は、補助事業等計画変更(中止・廃止)申請書(第8号様式)によるものとする。

- 2 規則第10条第2項の規定による市長への報告は、完成の予定日から起算して30日以内に完成する場合にあっては、これを要しない。
- 3 規則第10条第4項の規定による通知は、補助金等交付決定変更(取消)通知書(第9号様式)によるものとする。
- 4 補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による補助事業等実績報告は、補助事業等実績報告書(第10号様式)によるものとし、同項第1号及び第2号に定める書類の様式は、次の各号に定める。

- (1) 収支決算書(第11号様式)
- (2) 補助事業等実績調書(第12号様式)

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設備費等の経費が確認できる領収書等
- (2) 蓄電池の設備費等の経費が確認できる領収書等(蓄電池を導入する場合に限る)。
- (3) 太陽光発電システムの設置状況を示す写真
- (4) 太陽光発電システムを設置した建物の全景写真
- (5) 設置した太陽光発電システムの型番を示す写真
- (6) 設置した蓄電池の型番を示す写真(蓄電池を導入する場合に限る)
- (7) 太陽光発電設備と蓄電池が連系していることが確認できる書類(蓄電池を導入する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第14条第1項の規定による報告は、事業完了の日から30日以内又は補助事業を行う年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定を、補助金等の額確定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 規則第18条第1項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第14号様式)によるものとする。

2 規則第18条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第11条第3項の規定による承認を受けた場合にあっては、補助金等交付決定変更(取消)通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限等)

第15条 規則第28条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した設備等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金等財産処分承認申請書(第15号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(契約解除の制限)

第16条 補助事業者は、初期費用ゼロサービスの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該契約後5年の期間を経過した場合はこの限りではない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、補助金等契約解除承認申請書(第16号様式)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

(効果の把握)

第17条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

(協力)

第19条 補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助対象設備の要件

太陽光発電設備	1 住宅所有者と登録プランを提供する事業者との間で登録プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 2 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（kWを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。）の1kW当たりの単価が30万円未満であること。 3 補助事業で設置する太陽光発電設備が、相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プランの登録に関する要綱の要件を満たしていること。
蓄電池	1 住宅所有者と登録プランを提供する事業者との間で登録プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 2 補助事業を実施する住宅において、新たに登録プランで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電池に充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費することが可能であること。 3 複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により1kWhあたりの単価が12.5万円以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システム（kWhを単位とし、小数点以下第2位を切り捨てる。）となるように努めること。 4 補助事業で設置する蓄電池が、相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プランの登録に関する要綱の要件を満たしていること。

別表2 登録プランに係る契約の要件

リースの場合	1 リースを行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 2 サービス料金から補助金の交付額が控除されていること及び補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 3 住宅所有者に対して、補助金の交付申請をすること及び当
--------	--

	該契約金額は前項に従って補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されたものであること。
電力販売の場合	1 電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う補助事業者が神奈川県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額相当分の5分の4とすることができる。 2 サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。 3 住宅所有者に対して、補助金の交付申請をすること及びサービス料金は前項に従って当該補助金の交付額相当分（電力販売を行う補助事業者が神奈川県内に本社を有する企業である場合は補助金の交付額相当分の5分の4とすることも可）が控除されていることが説明されたものであること。

別表 3

区分	費目	内容
工事費	直接工事費	材料費、労務費、直接経費として、実施要領別表第1に定めるものをいう。
	間接工事費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費として、実施要領別表1に定めるものをいう。
	その他経費	実施要領別表第1に定める付帯工事費、機械器具費、測量及試験費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、リース契約やPPA契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。